

「生命保険契約に関する権利」とは？

相続税の課税財産には、本来の相続財産（現預金、有価証券、土地等）のほかに、みなし相続財産と呼ばれる相続税法上で相続財産とされる財産があります。そのなかでもよく申告から漏れてしまうものに「生命保険契約に関する権利」があります。

□どのようなケースか

①まだ保険事故が発生していない生命保険契約～いわゆる掛け捨て保険契約は除かれます～で、②被相続人が保険料の全部又は一部を負担して、かつ、③被相続人以外の者が契約者である場合

において、その契約者は生命保険契約に関する権利のうち、被相続人が負担した保険料に相当する部分の金額を相続又は遺贈により取得したものとみなされ相続財産として課税されます。

しかしながら通常、相続税の申告に当たってその死亡保険金が発生していないことから見落とされてしまう場合が多いので注意が必要です。

□みなし相続財産の金額

生命保険契約に関する権利の価額に相続開始時までの払込保険料の総額のうち被相続人が負担した保険料の額の割合を掛けた金額が相続財産としてみなされる部分の金額となります。

ちなみに、生命保険契約に関する権利の価額は、解約返戻金相当額となりますので、実務的には生命保険会社に確認することとなります。

□具体的ケース

次のようなケースに注意が必要となります。夫が死亡した場合で、保険料負担者がすべて夫の場合で、

- ① 契約者が妻、被保険者が妻、保険金受取人が妻の場合
- ② 契約者が妻、被保険者が妻、保険金受取人が子の場合
- ③ 契約者が子、被保険者が子、保険金受取人が子の場合

ナマの税務相談室

Q 寒かった今年の冬も終わり、待望の春の訪れで、先日花見をいたしました。久々の同級生の会合で少々難しい相談を受け

ました。実はその同級生甲さんは或る身寄りのない乙さんなる人を知人から紹介されてずっと療養介護等身辺のお世話を続けていましたが、平成19年5月に乙さんは死亡いたしました。

A お久しぶりです。お花見のシーズンですが難しいご相談を受けられましたね。どうぞお話を続けて下さい。

Q 乙さんは若干の財産を残して亡くなりましたが遺言は残さないで亡くなりました。乙さんには相続人がいないため甲さんは家庭裁判所に特別縁故者の申し立てをいたしました処、平成24年11月9日に家庭裁判所の審判により乙の財産の一部について財産分与を受けました。

A そうですか。それはよかったですね。乙さんにとっても甲さんがそのような形で

特別縁故者が財産分与を受けた場合

自分の財産を承継されたことを地下で喜んでおられると思いますよ。

Q 本日はそれに関連する資料をここに持

ちいたしました。

A 拝見いたしますと平成19年の相続税評価額は7,000万円です。

特別縁故者が財産の分与を受けたときは、その財産は財産分与があったことを知った日が遺贈により取得したものと見做して相続税が課税されます。

平成24年11月の相続税評価額は5,500万円です。基礎控除が5,000万円ですから課税価格は500万円。相続税は、相続人でないので2割加算され60万円となります。

申告期限は財産分与を知った日の翌日から10ヵ月ですから、平成25年9月9日です。

Q お忙しいところ、本日はどうも有難うございました。